

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

横浜町は、南北に細長く、南地区・本町地区・北地区に集落形成して商工業者が点在しており、また、高規格道路「下北半島縦貫道路」建設が進められており、ここ10年で「人・もの・こと」の流れが大きく変わろうとしている。気象的には、寒候期には日本海側、暖候期には太平洋側の天気特性となり、夏には南東風が多く、冬には北西風が強くなる。特に初夏の低温と濃霧を伴う冷たい北東風(ヤマセ)が長く続く年は、低温・日照不足により農作物の生育に影響を及ぼす。

横浜町では災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画として「風水害等災害対策編」「地震・津波災害対策編」「原子力編」及び横浜町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。
(洪水:ハザード)

風水害等の災害のうち水害は、1973年(昭和48年9月)集中豪雨(370mm)により建物全壊流失12戸、床上浸水48戸、床下浸水80戸、国道279号線決壊、鉄道流失等の被害を受けて激甚災害適用、被害額5億6000万円、多くの商店も甚大な被害を被った。これを契機に県管理の二級河川三保川、桧木川、鶴沢川の護岸や堤防の改良工事などがなされ、以降大きな水害被害は受けることはなくなった。横浜町では洪水ハザードマップは未策定であるが、台風、豪雨時の想定外の雨量による被災も留意する必要がある。

(土砂災害・ハザードマップ)

土砂災害の被害は、横浜町において過去に発生はしていないが、土砂災害ハザードマップ(横浜町寺下・旭町地区及び有畠地区)では、商工会会員の小売業、卸業の3会員が急傾斜地の崩壊のおそれがある土砂災害特別警戒区域に隣接している。

(地震)

過去の災害の記録としては、地震では、1968年(昭和43年5月16日)十勝沖地震震度5国鉄大湊線、国道279号線不通、人的被害はなかったが商工被害として商品被害、住家一部破損他被害総額5,700万円、1983年(昭和58年5月)日本海中部地震震度5、被害なし、1994年(平成6年)三陸はるか沖地震 震度5、被害なし、2011年(平成23年3月11日)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) 震度4、約1日間全戸停電、被害なし、陸奥湾に面しているが津波による大きな被害はなかった。今後想定される津波は、太平洋プレートと北米プレートの境界付近で発生する地震により、太平洋、日本海で発生した津波が陸奥湾に伝播して当町に影響を及ぼす可能性がある。

また、J-SHSの防災地図によると震度6弱以上の地震が今後30年で28.8%以上の確率で発生するという予測がある。

(その他)

横浜町は、冬期間西風が非常に強く積雪は少ないが2012年(平成24年2月)大雪によって国道279号線が19時間通行止めになり避難場所10か所開設、人的被害はなかった。また、火災は、1965年(昭和40年)本町大町地区大火、役場通り8戸焼失、1975年(昭和50年12月)有畠小中学校校舎全焼、1991年(平成3年5月)本町大町地区大火、4戸焼失等があったがここ10年以上大きな火災は発生していない。本町大町地区は2度大火に見舞われているが商店街を形成しており、店舗も隣接であることから日常的な防火対策が求められている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルスは、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2)商工業者の状況

(者、人)

管内商工業者及び業種別構成比					
	2012.4	2014.4	2016.4	2018.4	2020.4
商工業者(定款除)	203	209	209	211	208
(建設業)	34	34	35	36	35
(製造業)	10	10	10	11	11
(卸売業)	8	8	8	7	7
(小売業)	53	53	52	51	46
(飲食・宿泊業)	20	21	20	20	21
サービス業	53	54	63	55	54
(その他)	25	29	21	31	34
管内人口	5,067	4,920	4,758	4,599	4,412

(出典:商工会実態調査)

小規模事業者及び会員数					
	2012.4	2014.4	2016.4	2018.4	2020.4
小規模事業者数	185	191	189	190	187
会員数(定款除)	141	141	139	137	132

(出典:商工会実態調査)

(3)これまでの取組

1) 横浜町の取組

- ・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に横浜町防災会議において「横浜町地域防災計画」として地震・津波災害対策編、風水害等災害対策編、原子力編を策定している。
- ・横浜町新型インフルエンザ等対策行動計画を平成27年4月に策定している。
- ・地震・津波災害に係る防災訓練は、総合防災訓練として大規模地震、津波を想定して行政、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、町民等が参加して毎年10月第2日曜日に災害広報、避難、消火、救助、炊き出し等訓練を実施している。
- 原子力に係る防災訓練は、国及び県、原子力事業者等関係機関と連携、支援のもと、災害対策本部設置運営、通信連絡、モニタリング、避難訓練等を年一回実施している。
- ・横浜町地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるために閉校になった旧二中に食料、生活必需品(飲料水、毛布、簡易トイレ、発電機等)を備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。道の駅に隣接した場所に令和2年度新防災備蓄倉庫が建設されて道の駅周辺の防災拠点機能が高まる。
- ・災害時における情報提供は安心・安全確保の大きな要素であり、防災情報ネットワーク(県独自の防災専用回線)および総合防災情報システム(気象、河川、道路、環境放射線モニタリング情報等)を利活用して防災無線、町ホームページ等による周知のほか、民間事業者との連携により町指定避難所、役場庁舎のWi-Fiで防災マップ、指定緊急避難場所検索、気象情報等の防災関連情報を一体的に情報発信する。

2) 横浜町商工会の取組

- ・国発行の「事業継続力強化計画認定制度の案内」等のリーフレットを小規模事業者に配布しながら BCP の必要性や施策活用に関する情報を提供して計画策定の支援をしている。
- ・横浜町商工会事業継続計画(BCP)を策定するとともに、事業者の BCP 計画策定支援事業としてのセミナー開催や策定に向けて支援実施している。
- ・災害時における会員の被災状況の収集、大地震、台風、豪雨等の自然災害発生時に会員事業者の被災状況について情報収集して、青森県商工会連合会並びに横浜町へ報告している。
- ・小規模事業者に対して火災、地震、豪雨等の災害リスクやそれに伴う経営休業、自動車事故、労災事故、賠償責任などに備える各種損害保険等について、全国商工会連合会、青森県商工会連合会、青森県火災共済協同組合等と連携し損害保険等の普及・加入促進を行っている。
- ・防災備品(非常用発電機、投光器、スコップ、懐中電灯、医薬品、非常食等)を備蓄
- ・町と商工会で災害時における物資の供給に関する協定書を令和2年3月16日締結
- ・横浜町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漫然な記載にとどまり、個々人の責務、役割が明確性に欠ける。

また、町外から通勤する商工会職員もいることから土日、夜間・早朝の時間帯での災害発生時ににおいては、緊急対応できないことから役員、青年部・女性部等の町内在住者の協力体制の構築も必要である。

更には、保険・共済に対する説明、加入促進については担当者が主に担っているが当会職員全員で情報共有しながら小規模事業者にベストマッチする保険・共済の提案し有事の際のリカバリーの一助とする必要がある。

また、横浜町は、地震、台風、豪雨はあるものの事業に影響を与える甚大な被害は稀なことから、小規模事業者の BCP の策定に関心が低い面がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒薬等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する必要がある。

III 目標

本計画の目標設定にあたっては、横浜町地域防災計画に基づき、想定外の大規模自然災害等にも備えた中小企業等に対する事前防災や災害発生後の早期復旧の対策について、町、商工会等が連携して取り組むこととし、特に町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

- ・町内小規模事業に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、専門家や損保会社等の連携により個別支援の体制を構築し、小規模事業者の BCP 策定支援強化を図る。
- ・町外在住職員もいることから災害発生時の連絡・情報収集を円滑に行うため組織内における体制をケースバイケースで可視化しておき、当会と当町との間における被害情報の共有化を図り、報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

横浜町商工会と横浜町で役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前対策〉

横浜町地域防災計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようする。また、令和2年3月16日付けで締結した「災害時における物資の供給に関する協定書」や平成27年に策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や通常総会、研修会等の機会を捉えて、昨今多発している自然災害事例やハザードマップ等を活用して、自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組(什器の固定等)や対策(事業休業への備え、地震被害、水害補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等)について説明する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・横浜町商工会事業継続計画(BCP)作成(令和2年作成)

3) 関係団体等との連携

- ・連携する青森県火災共済や会員福祉共済等の自家共済全国商工会連合会、損害保険の引受契約している東京海上火災保険、生命・医療保険の引受契約しているジブラルタ生命保険から専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・町内小規模事業者のBCP策定後の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化してフォローアップする。
- ・(仮称)横浜町事業持続力強化支援会議(構成:商工会、横浜町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・町が実施する総合防災訓練と連携しながら、自然災害(東日本大震災クラス)が発生したと仮定し、当町との連絡手段の確認等を行う。また、必要に応じて訓練に参加する。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等の災害発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。
また、地域における家屋、店舗被害や道路状況等を確認したうえで当会と当町で共有する
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、横浜町における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。町外から通勤している職員もあることから時間外・休日での地震、豪雨において職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や被災状況では、出勤をせず本人の身の安全を確保したうえで自己の安否報告を速やかに報告して警報解除後に安全確認したうえで出勤する等。
- ・横浜町地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。
 - イ 災害時における物価安定について協力すること。
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
- ・職員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、発災後24時間以内に横浜町と情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の住家、事業所で「床上浸水」「建物の全壊、半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。	<ul style="list-style-type: none">・緊急相談窓口設置・被害調査、経営課題の把握・復興支援策業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内住家、事業所、店舗で看板等の損傷、ガラス割れなど、一部破損の比較的軽微な被害が発生している場合。	<ul style="list-style-type: none">・緊急相談窓口設置・被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害情報がない場合	特に行わない

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

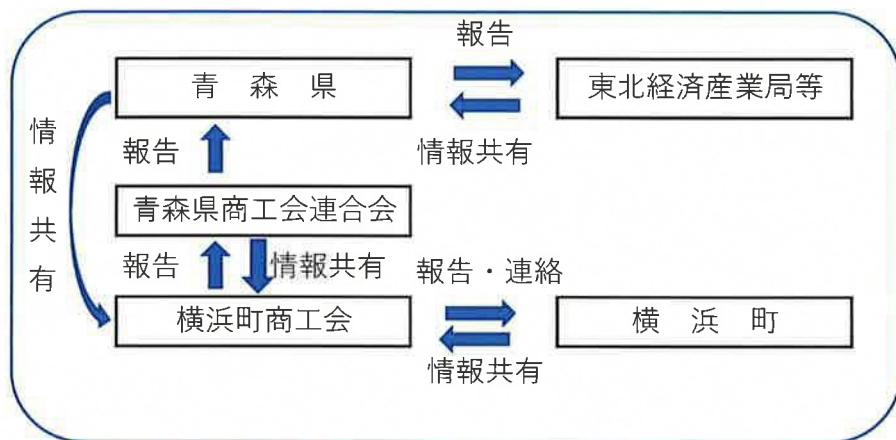
発災後～1週間	1日に2回(12時、17時)共有する
1週間～2週間	1日に1回(17時)共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回(17時)共有する
1ヶ月～解除まで	1週間に1回(金曜日17時)共有する。

- ・横浜町で取りまとめた「横浜町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえて、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制時に向けた対策を実施する。

〈3. 発災後における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するために、被災地域で活動する際は、あらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・当会と当町は被害の確認方法、被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町で共有した情報を青森県の指定する方法にて当会より青森県に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県に報告する。

発災時の連絡体制



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。(当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・当会は当町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被災状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回指導をはじめ、電話連絡、リーフレット等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

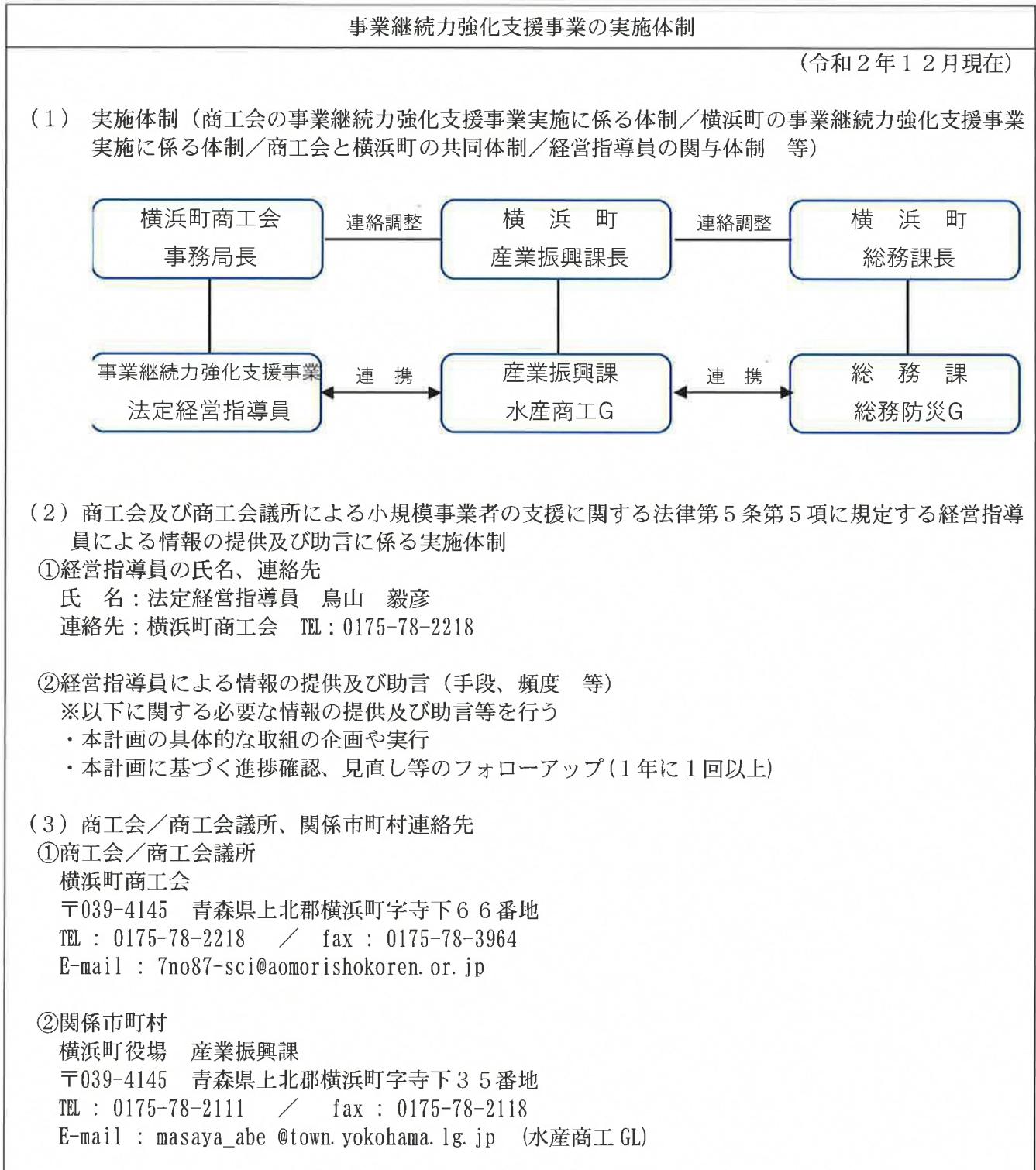
- ・青森県及び当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、商工会広域連携協定書を締結している東通村商工会や他地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法

会費収入、横浜町補助金、青森県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。